

長沼町内会館利用規則

平成15年4月制定

栄区長沼町内会

長沼町内会館利用規則

1. 目的

長沼町内会館（以下本会館と呼ぶ）は、町内活動の拠点とし会員（会員及びその家族）の自主的な活動を通して相互のコミュニケーションを図る場として活用することを目的とする。

この目的達成のために、本会館について必要な利用規則を定める。

2. 利用の優先

利用上の優先順序は次による。

- 1) 町内会総会、定例役員会、災害時の町内対策本部設営、町内各種団体の定例総会及び役員会等。
- 2) 災害発生時の会員被災者の利用及び会員の葬儀利用を最優先とする。ただし、被災者利用の利用期限は15日を限度とする。
- 3) 行政側または学校関係の地域懇談会及び消防団会合等。
- 4) 町内会各種団体のクラブ活動（長沼商栄会の総会・役員会を含む）で利用するときは、原則として、1ヶ月前に町内会へ利用申込書を提出し了解を得ること。
- 5) 町内会各種団体以外が利用したい時、該当月の1ヶ月前に利用申込書を町内会に提出し承認を受けること。

3. 利用上の制限

利用に際しては、下記事項に依り制限される。

- 1) 利用目的が、本会館利用の主旨に相応しくないとき。
- 2) 災害時の会員被災者が緊急利用する期間。
- 3) 町内会が定期的に利用する日時が決まっているとき。
- 4) 利用許可を得ていても緊急時の場合は、利用を変更することがある。

4. 利用申込み

利用申し込み要領は次による。（利用申込書は別紙参照）

- 1) 利用したい時は、利用月の前月（第3月曜日迄に）、利用申込書を町内会館へ提出すること。原則的に、電話の申込みは受け付けない。ただし、ファックスによる申込みは受け付ける。
- 2) 長期的に継続利用するときは、利用申込書に継続利用期間を記入すること。
- 3) 事情により利用の取り消し、又は変更の場合は速やかに会館管理人へ申し出ること。

5. 会館運営委員

本会館の利用許可は、会館運営委員（原則として、町内会長、副会長、会計、会館管理人が担当する。）が検討し利用許可を与える。

本会館の利用日程は、会館内に掲示する。

6. 会館利用での管理費負担について

本会館利用に当たり、電気、放送、照明設備等の維持管理費の一部を負担すること。利用上の負担金については、別表による。

7. 休館日

毎月第1木曜日、第3木曜日の午後は、会館の清掃日として休館する。

8. 会館利用の心得

会館の利用に際し、次の事項を遵守すること。

- 1) 会館内は、全て禁煙とする。
- 2) 用具類等の搬入を除き、自動車の乗り入れ、駐車は禁止する。
- 3) 騒音その他、近隣に迷惑をかけること。
- 4) 利用時間を守ること。
- 5) 利用内容が利用申込書の内容と異なること。
- 6) 建物、室内及び備品設備等を損傷（汚れも含む）しないこと。ただし、損傷の状態により弁償を要求することがある。
- 7) 机、椅子、その他設備を使用したときは、必ず元の場所に整理して格納すること。
- 8) 冷暖房、電気、水道、電気コンロ等を使用には節電に心がけること。尚、使用後は必ず電源を切り、その確認をすること。
- 9) 紙屑、空きカン及び空きビン等は利用者が持ち帰ること。
- 10) 次の利用者のことを考慮して、整理・整頓・清掃をして退館すること。
- 11) 利用中に問題発生するとき、速やかに会館管理人又は担当役員に連絡すること。
- 12) 特に夜間利用時は、上記事項に加え、シャッターを閉め、扉・窓等を施錠し確認して退館すること。なお、鍵は必ず会館管理人へ返却すること。

9. 本規則に定めのない事項は、町内役員会にて内規を定めて運用する。

[附 則] 本規則は平成15年6月1日より施行する。

運用上の細則

<長沼町内会館利用負担金及び利用区分>につき、運用にあたり下記を追記する。

1. 町内会各種団体の活動の内、町内行事に関する下記の事項は負担金は不要とする。
 - (1) 町内行事に係る打合せ、または役員会
例えば：防災訓練関係、運動会、盆踊り、夏祭り、ふれあいフェスティバル、いもに会、敬老会等。
 - (2) 町内会組織の各部活動に係る定例月例会、クラブ活動等。
2. 長沼八幡社及び長沼商栄会の月例会、総会等は負担金は不要とする。
3. 空調設備は、町内行事を問わず全てコインコントロールを使用し、その都度利用料金は負担すること。
4. 他町内の利用については、予め利用目的と利用月日を町内3役又は長沼町内会館管理人へ申し込み、町内会長又は会館運営委員会にて了承されたとき、所定の手続きをとること。
5. 利用者の都合により、利用時間開始が早くなっても、先の利用者に迷惑をかけない場合は、利用時間を早める事ができる。
ただし、早めた時間だけ早めに終了すること。
6. 葬儀等緊急の場合、先に使用予約がされていても、長沼八幡社社務所への利用変更に従うこと。

以 上

長沼町内会館利用負担金及び利用区分

1. 利用時間区分
- 午前 9時～12時まで
 午後 13時～17時まで
 夜間 18時～21時まで

(注) 12時～13時、17時～18時は後かたづけ、集合時間。

◎2区分に亘り利用も出来ます。ただし2区分の途中で終了しても負担金は2区分を頂きます。

◎時間単位の利用は出来ません。必ず区分で申し込み下さい。

◎厨房の利用の< 有り 無し >いずれかに○印を付ける。

2. 負担金

- (1) 町内会総会・役員会・民生／ことぶきサロン及び行政側・学校関係、消防団関係及び町内会各種団体のクラブ活動・会議並びに長沼商栄会、長沼八幡社の月例会・総会等は負担金不要とする。
- (2) 負担金は次表によるが、2階和室、2階会議室を利用する場合は、表に示す負担額の半額とする。
- (3) 厨房、ミニキッチンを利用する場合は、湯沸かし程度は無料とし煮炊きの時200円(但しミニキッチンは100円)を各区分毎分担すること。ただし、町内会役員会及び組長会議は無料とする。

利用団体(機関)	負担金	備考
主催者が報酬を得て行う諸活動。(町内会員のみの教室)	各区分 1000円	生け花、カラオケ、料理、書道、パソコン教室、その他の教室。
町内以外の団体又は教室(一般対象)	各区分 3000円	町内以外の団体、教室、サークルの利用。
展示販売会、利益目的の店舗、団体等	負担金 別途検討	運営委員会にて決める。
葬儀等 (祝い事を含む)	1日=5万円	町内会員の家族葬儀の利用に限る。会員が葬儀等を生業として利用する場合は、一般業者の利用扱いとし、運営委員会で検討し許可した時の分担金は別途定める。